

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

- ① フード&ヘルス事業の一環としてネイルサロンを設立し、社外（ネイリスト、アイリストや漢方薬局などのヘルスケアサービスおよび商品）との協業によるオープンイノベーションを展開して市場機会を増やす。
- ② 安易なM&Aで都市部に経営資源が集中するのではなく、ビジネスパートナーおよび会計事務所と連携して、中小企業向けに適切な株価対策による（経営&事業資源の地場産業保全を第一にした）事業承継支援コンサルテーションを展開強化する。（実施例：老舗建設会社の株価対策による相続問題の解決）

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

- ① 中小企業が受発注業務を円滑&ペーパーレスをスムーズに行えるように、共通EDI構築支援コンサルテーションをビジネスパートナーと新規展開する。
- ② 社内で即戦力となるITエンジニアを育成できる「リスキリング(再教育)ソリューション」をビジネスパートナーと展開強化して、オンラインカリキュラムや講師育成のノウハウを提供する。（実施例：洋菓子製造会社の従業員リスキングによるIT分野への新規事業創成）

c. 専門人材マッチング

- ① システム開発などのプロジェクト推進を円滑に行えるよう、ITエンジニアを中心としたマッチングを展開強化する。（実施例：複数プロジェクトへのエンジニア紹介）
- ② 事業承継支援(a. ②)の一環として、地場産業の保全を第一に考えた専門人材マッチングを展開強化する。（実施例：造園業継続のための庭師のマッチング）

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

- ① 安易な防草シートによる雑草対策ではなく、自然環境を保全できる防草ソリューションをビジネスパートナーの造園会社と連携して展開強化する。（実施例：マンション緑地へのクラピア植栽による防雑草・緑地再生・景観保全）

- ② ビジネスパートナー（電力事業者）と連携して、省エネ診断を含む「省エネ支援&コスト削減ソリューション」を展開強化する。（実施例：町工場での電力診断後にデマンドレスポンスによる大幅節電成功）

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- ① ネイルサロン(a. ①) + α として、ネイルケアなどの施術に加えて、ヘルスケアサービスおよび商品を提供することで、中小企業の従業員が退社後や休日にリラクゼーションルームとして活用して頂くようにする。（弊社と提携することで健康増進施策の共同実施を目指す）
- ② ネイルケアの方法、ヘルスケアサービスおよび商品の知識を提供することで、従業員の心身のケアに役立てて頂き、健康経営の推進に貢献する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② は削除

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ① 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする。
- ② 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組む。

2024年4月8日

株式会社マフマフ

企 業 名

代表取締役 藤村一美

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。